労働者共産党 中央機関紙

プロレタリア

第650号（統合294号）
2023.12. 1
1976年6月7日第三種郵便物認可《月1回刊1日発行》
定価 150円（12回送料込2500円・密封2800円）

発行所・新世界通信　発行人・小川春夫
東京都足立区梅島2－38－11－303
TEL 03(3849)4953　FAX 03(3849)4938
郵便振替　00160－4－174947
E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

新たな出発点、戦争反対11・23全国同時行動

オスプレイが11月29日、またもや衝撃の墜落事故を起こした。横田基地の米空軍オスプレイCV22が、嘉手納基地へ向かう途中、屋久島近海で墜落し死亡事故となった。2016年12月には、普天間基地の米海兵隊オスプレイMV22が、大浦湾近くの海岸に墜落している。

今や、この欠陥機オスプレイが米軍のも、日本・沖縄じゅうを飛び回っている。東アジアで戦争が起きる前に、オスプレイに殺されるかもしれない。沖縄県民のみならず、横田基地を抱える東京都民だって殺されかねない。MV22も、直ちにすべて飛行停止せよ！

戦争反対・戦場化阻止の11・23全国同時行動が打ち抜かれた。改めて全てのオスプレイ即時撤去の声を高め、琉球弧のミサイル戦争基地化、日本の戦争準備をやめさせ、平和・共生の東アジア実現へ前進しよう！（編集部）

11・23沖縄

玉城知事が参加、県民大集会1万人超
沖縄を再び戦場にさせない

雨模様で、人々が集まらなければどうしよう、と心配だった。人々みんながそうだったに違いない。加害者にも被害者にもなって、大日本帝国がやった戦争のキズが冷めやらない矢先に、また、今度は生き残るかさえ難しいミサイル戦争の戦場になるなんて、沖縄人なら、認めることなんてできない。

そう日常的に思っているから、「戦場化反対」の今度の集会は最大の気がかりであった。

11月23日、晴天。筆者は、会場前の壺川駅からは、8つめの上流の駅からモノレールに乗った。会場行きのいでたちの人々が続々と乗車し、壺川駅ではすし詰めであった。1万人を突破する予感があった。

今回の主催者、「沖縄を再び戦場にさせない県民の会」は今年7月の結成であるが、これへ向かう最初の大衆行動は、2月26日那覇・県民広場の緊急集会（1600人参加）であった。このとき山城博治さん（現・県民の会事務局長）が、「小さな市民運動では、こんな大問題に対処できない。今年中に1万人規模の県民集会を創る」と表明していた。

だから、「1万人」が脳の一画にこびりついていた。しかし、これが集会の成否の基準になってもいけない。と言うのは、「オール沖縄会議」が戦場化反対をやろうとしない、やるべきだがやらないことに気をもんだ山城博治が、先頭に立ってやらねばならないハメになった。自ら、自分勝手に作った市民運動に責任をかぶせることは誰にもできないからだ。

県民が気をもむ中、午後の奥武山公園陸上競技場において、「全国連帯！沖縄から発信しよう！11・23県民平和大集会」の開催となった。そのフタを開けたら1万人を超えた。おカネも組織力もない小さな市民運動のスタッフらの力わざというより、県民の大集会成功への悲願のなせるわざ、と言った方が当たっているのではないか。

集会では、「県民の会」共同代表の瑞慶覧長敏さん、具志堅隆松さんが主催者挨拶。長敏さんは、「戦争を絶対に起こさせないという一点のみで結集した。心を一つにしよう！」と訴えた。

宮古島、石垣島、与那国島からの参加者が「急激にミサイル要塞化が進行している」「過疎対応の自衛隊導入だとばかり思っていたら、ミサイルが持ち込まれ、広大な土地が囲われ、だまされたと思っている人が大勢出てきた。」「自衛隊とその家族が島の人口に占める割合が増え、反対するにも難しくなっている」等などが訴えられた。

来賓の玉城デニー知事は、パレスチナやウクライナの現況に触れながら、「子どもたちの未来が戦争の未来であってはならない。私たちの平和の思いを、全国で、全世界で共有するために行動しよう！」と訴えた。

玉城デニー知事が、この市民集会に参加したことの意義は大きい。このかん辺野古工事「不承認」についての最高裁判決以降、連日マスコミは「県は従う義務が生じた」とタレ流し、県当局は二つに割れていた。しかし県民とオール沖縄の圧力によって、県知事は「従わない」、承認しないの継続を決定した。辺野古問題で「従わない」知事の参加は、日本政府と闘わねばならない「戦場化阻止」の市民運動にとって、県民一人ひとりが日本政府と闘っていく覚悟を作り上げていくうえで重要なことである。

「オール沖縄」代表の挨拶もあった。不思議な光景だ。本来なら、この運動は「オール沖縄」が担わねばならないと筆者は考える。持ちきれない程大きな問題を、小さな市民運動にさせておいて、挨拶にくるとは、どういう問題意識を持っているのか。「戦場化」をどう認識しているのか。オール沖縄の課題は辺野古とオスプレイで、戦場化反対は別課題というのならばまったく形式論である。

しかし、5百年を画する世界の大転換の時代だから、こういうこともアリなのかもしれない。

前泊博盛さん（沖縄国際大学）が基調報告を行なった。声が心地よく、日米政府に対する批判は分かりやすかった。戦場化を阻止するため、「それを許すような議員は落とす」などの提案もあったが、「選挙や政党政治に関係なく」という（県民の会の）申し合わせ事項の修正をもたらすことになるかも知れない。「政権交代」に中立でもいられなくなる。

平和市民連絡会の岡本由希子さんが、集会宣言を読み上げた。

集会宣言は、「本日の集会は、今後さらに拡大していく県民大運動、全国運動の序章でありスタートライン」、「次は5万10万人の単位で県民総決起の大集会を開催して政府にそして全国に県民の決意を伝え、全国と全世界と団結して戦争を止める、私たちはその決意を内外に発信します」と表明した。

主催者「県民の会」はまたしても、自己に大きな義務を課した。主催者スタッフの大任と大きな苦労を心配しながらも、熱烈な拍手を送りたい。

しかし、大状況についての討論が足らないと思える。沖縄のミサイル要塞化、戦場化の危険は、米中の対立に起源を持つものであり、インドと共に戦後初期には非同盟諸国、グローバルサウスの一員だった中国が急速に成長を続けている状態に、世界を支配する帝王アメリカが恐怖におびえて、策を弄した結果である。それは、「日本」を使って「中国」をへし折る戦争政策であり、「ウクライナ」を使って「ロシア」をへし折ることのアジア版であり、もし、へし折ることができなければアメリカの決定的衰退となり、欧州・日本もそれにならう。

大英帝国がインドに「東インド会社」を設立してから5百年になる。欧米はアジア、アフリカ、ラテンアメリカ、中東を略奪し、殺し、好き勝手放題をやってきた。中国を先頭にグローバルサウスが目覚め、それができなくなって米日は、「自由なインド太平洋」、「法の支配」を中国から守ると主張しているのである。日本政府・岸田首相が米国側の立場から、この大激動の時代認識をしているのに、なぜ我々はそれを言わないのか、おかしいではないか。

11・23集会宣言にあるのは、沖縄・日本・台湾の現況の範囲での認識であり、いささかもの足りない。集会宣言が、「台湾問題は中国の国内問題であり、決して軍事介入して事の決着を図る問題ではありません」としているのは重要点であるが、「外交を柱に対話を通じた相互理解」を訴えるだけでは一般的すぎるように思える。

激動の時代には、最大の大局的な認識を、簡単で分かりやすい言葉で共有していくことが必要であり、また可能なのではないだろうか。そういう宣言というか要綱というか、沖縄民衆がめざすアジア太平洋像、そういうものを連帯の軸とすることによって、5万10万の行動が実現できるのではないだろうか。

（沖縄T通信員）

11・23東京

国会正門前アクション2千人
今のガザは明日の沖縄か

11月23日（休）の沖縄との全国同時行動は東京では、「沖縄も日本も戦場にさせるな！11・23国会正門前アクション」として午後2時から行なわれ、国会正門前一帯に約2000人の労働者・市民が参加した。

主催は、「止めよう！辺野古埋立て」国会包囲実行委で、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委が協賛。また83団体等が賛同した。

行動は、国会包囲実の青木初子さんが、「今日のガザが明日の沖縄になる、この危機感が今、県民に高まっている」と指摘して開始。

行動はメインスローガンとして、「辺野古埋め立て」代執行を許さない！南西諸島の軍事要塞化を許さない！を掲げ、またコールでは「辺野古新基地絶対反対」、「設計変更承認ないぞ」、「玉城知事を支えるぞ」、「沖縄民意に政府は従え」等を掲げているが、イスラエル軍がガザ地区で大虐殺を強行している現況をふまえ、「ガザでの虐殺今すぐやめろ！」を追加コールとすることが現場で確認された。

豊岡マッシーさんの三線ライブの後、国会包囲実の毛利孝雄さんが主催者挨拶。「現況は、沖縄の戦後史をこえる段階に来ているのではないか。一つは代執行という強権支配、二つはミサイル基地化による沖縄再戦場化の危機、三つはこれらに抗しての、オール沖縄会議に次ぐ新しい諸組織・運動の登場だ。沖縄を再び戦場にさせない県民の会による大集会が今、那覇で同時進行です。沖縄・日本の戦場化反対と辺野古新基地阻止を一体のものと捉えていただき、全国で闘いをひろげよう！」と挨拶した。

協賛の総がかり行動実・高田健さんも発言。「日本の戦後史は、昨年末の安保3文書で新しい戦前に入った。戦争は一旦始まるとなかなか終わらない。政治を変えなければ間に合わなくなる。難しい局面にあるが、野党市民共闘で政治を変えよう！」と挨拶。

「南西諸島」島々からの報告が簡潔に行なわれた。種子島からは、メッセージ参加で和田香穂里さん（前西之表市議、戦争をさせない種子島の会）。「馬毛島丸ごと基地化の突貫工事で、種子島は混乱、暮らしそのものが破壊されている」。

奄美大島からは、城村典文さん（戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表）。「上陸演習、兵站拠点が進み、今月には空自戦闘機が徳之島空港でタッチアンドゴーをやった」。

宮古島からは、清水早子さん（ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会共同代表）。「ガザの今は明日の沖縄、過去の沖縄は今のガザ。琉球石灰岩破砕実験、血液製剤、遺体収容袋、戦争準備がリアルに進んでいる」。

石垣島からは、上原正光さん（基地いらないチーム石垣代表）。「イスラエルの侵略、ヤマトの支配、抗するには韓国や台湾に連なったアジアの反戦が必要だ」。

与那国島からは、メッセージ参加で高橋千恵さん（与那国島の明るい未来を願うイソバの会）。「2016年来、自衛隊員は増えて住民はかえって減少。寝耳に水の、湿原つぶして軍港？想像力を働かして、この国の暴走を止めよう！」。

連帯発言は、藤本泰成さん（戦争をさせない千人委、平和フォーラム共同代表）、石川敏明さん（憲法を守りいかす共同センター、全労連副議長）、星野潔さん（リムピース編集部）の3人。星野さんは、米軍の横浜ノースドック揚陸艇部隊配備について、この揚陸艇は沖縄海兵沿岸連隊（11月発足）と連動した部隊であること、反対署名5万7千筆など市民の反対運動を報告した。

最後に国会包囲実の中村利也さんが閉会挨拶、参加者が正門前横断歩道に広がり気勢を上げて終了した。なお行動後、各島々の詳しい報告集会が、文京区民センターで行なわれた。

（東京W通信員）

11・23大阪

沖縄差別打破！

大阪では11月23日午後、市内・西梅田公園にて「沖縄を再び戦場（いくさば）にさせない！沖縄県民大会同時行動inおおさか」の集会、およびデモ行進が約600名の結集で開催された。主催は同行動実行委。

集会演壇後方には「玉城デニー知事を支持する！」の横断幕がはられて、先の辺野古埋め立て不承認の決然たる民意を主張した知事と沖縄民衆の行動に、熱い連帯が示された。

今集会呼びかけ文は、こう述べる。「沖縄戦から78年。沖縄の施政権返還から51年。この長い時間を、私たちはいかに過ごしてきたのか。『基地のない平和な島を返してほしい』沖縄の方々の切なる願いを、裏切り続けてきた。その罪深さを私たちは真摯に反省しなければならない。（中略）日本は過去に沖縄を武力で『併合』『植民地化』し、文化や言葉を奪った。今、日本は沖縄戦前と全く同じように、沖縄を対中戦争の『盾』に使おうと、沖縄のさらなる軍事植民地化に走っている。（中略）沖縄を戦場にする大軍拡に走る今の政治を変えることを誓う」と。

また今集会スローガンでは、「沖縄差別を改める」という言葉が語られていた。辺野古新基地建設に集約された沖縄・本土の分断、構造的差別の認識と止揚が、関西でも運動の広がりとともに問われていく。

（大阪I通信員）

「東海第二原発の再稼働を許さない 11・18首都圏大集会」に700名

目的は一つ、「東海第二」の廃止

運転開始から46年めに入る老朽原発・東海第二原子力発電所（日本原電、茨城県東海村）の再稼働阻止、これを掲げて11月18日、「東海第二原発の再稼働を許さない11・18首都圏大集会」が東京・日本教育会館一ツ橋ホールで開催された。

集会には700名の労働者・市民が結集。集会後の「原発いらない！神田デモ」まで断固とした闘いを繰り広げた。主催は、とめよう！東海第二原発首都圏連絡会。

▼圧力容器の劣化

原発は、部品として交換できない原子炉圧力容器の劣化＝照射脆化で運転期間を制限され、東海第二原発は、40年もつよう設計・建設されている。周辺機器も同様、40年を原則に設計・施行されている。従って40年超の稼働は、周辺機器のトラブルや圧力容器が崩壊して大事故に至る可能性を否定できない。その上、中性子照射による圧力容器の脆化は炉内に試験片を設置することで監視するが、40年超の東海第二はすでに試験片を使い果たし、劣化を評価する手段さえ失っている。

現在30km圏内に92万人が居住し、実効性ある避難計画などを作ることさえ困難で、過酷事故が起きれば首都圏が壊滅的打撃を受けるのは確実と言われる。東海第二の再稼働は無謀以外の何物でもない。来秋とされるその再稼働阻止は喫緊の課題である。

▼大災害はまた起こる

首都圏大集会は、主催者・首都圏連絡会の柳田真さんのスピーチで開始。「集会の目的は一つ。老朽原発・東海第二の廃止だ。原発は本当に必要か。原発廃止、再稼働無しでも電気は足りる。廃止は可能だ。」「今後も大災害の起こる可能性はある。ガザでは戦争という大災害で多くの人々が死の危険に直面している。原発に反対し、イスラエルの侵略に反対して闘う」と発言した。

続いて、「嘘で固められた原子力、東海第二原発の再稼働」の演題で、小出裕章さん（原子核工学修士）が講演。「福島事故から得た教訓は、原発は巨大な危険物を抱えた機械であり、事故を起こせば破局的な被害がでること。原発は一刻も早く全廃すべき」だが、原子力ムラは「どんな悲惨な被害を与えても責任を取らずに済み、会社も倒産しない。大儲けも続く」ということ。原電は、「東海第二だけが生き残りの綱」で、「防潮堤工事の欠陥をあいまいにして、税金をもとに再稼働を強行しようとしている」と指摘した。

そして、村上達也元東海村村長が、「再稼働の荒波にどう向き合うのか」の演題で講演。「山田村長は、完全に原子力界に取り込まれ、商工会の地元保守4名の村議など議会最大会派の保守派と一体化。避難計画を年内に公表すると発言」し再稼働へ動いている。『今、岸田政権下で原発を止めるのは難しいが、目に見える運動こそ必要」と主張した。

さらに、江尻カナ茨城県議が発言し、防潮堤取水口付近の鋼製防護壁を支える基礎部分の工事不備は、南基礎ばかりでなく北基礎でも56mの安定地盤まで到達していない実態にあることを暴露した。基礎をつくる鉄筋カゴが工事計画の深さまで沈まず、高い位置で止まったままなのに、「それでも大丈夫と固めてしまった」事実を報告した。

報告事項では、披田信一郎さん（東海第二原発差止訴訟団）が、差止訴訟について報告した。「裁判所が国の誤りを指摘したことは多くはないが、一審・水戸地裁判決は、住民の避難計画策定は困難、そもそも避難することと自体困難さがあると認めた画期的な判決だ。東京高裁控訴審は短期決戦の中で勝利したい。裁判闘争は、市民運動と連携してこその裁判だ」と発言した。

最後に、集会決議を以下のように発した。「2度と原発の過酷事故を起こさず、故郷を追われ国土を喪失することにもなる原発災害のない社会実現のため、「東海第二原発の再稼働を決して許さず、廃炉とすることを求めて首都圏の市民とともに闘い続けることを宣言する」と。

その後参加者は、原発いらない神田デモに出発、「東海第二再稼働反対！」「老朽原発動かすな！」「汚染水流すな！」のシュプレヒコールを上げて、道行く人々に訴えた。今や、再稼働阻止は正念場、全力で闘おう！

（東京O通信員）

欠陥工事問題

11・8東海村議会で原電不誠実対応

再稼働派封じよう

11月8日、東海村村議会では、東海第二原発安全対策工事の防潮堤工事での不備について全員協議会を開催し、事業者の日本原電から説明を受けた。

報道によれば、全員協議会を開催した上で、先に原子力問題調査特別委員会で採択された早期再稼働を国に求める請願等、採決に付された賛成・反対の計4本の請願を、今後の本会議で採択するかどうかを判断する見込みと伝えられている。（8月提出の「避難計画ができるまでは再稼働反対」という請願は採決に付されていないが、見通しは厳しい）。

全員協議会では、4市首長らが7月に現地視察した際、工事不備を説明しなかった問題や再調査の要求が取り上げられた。

再調査問題では、「施工不備部分をコンクリートで埋めてしまうと、実態が分からなくなる。再調査を」、「具体的資料を示してほしい」との意見が出された。原電は、「今回の件は工事段階で見つかったことで、調査結果は公表している」と発言。隠蔽した事実を覆い隠し、「具体的な記録を示せるかは、この場では差し控えたい」と不誠実極まりない態度に終始した。

その後開かれた特別委でも、再説明を求める意見に対し、「原電の説明は信用できる」との反対意見が多数出され、再稼働反対派からの請願審査やり直しの申し入れも否定された。原電と同様、村議会の推進派も再稼働へ突き進んでいる。

12月15日に予定されている本会議では、再稼働推進派2件の請願が採択される可能性が高まった。地元東海村で採択されれば、山田村長をはじめ推進派首長にとって動きやすくなる環境が整えられることになる。さらに、他の自治体でも再稼働推進の請願が提出される可能性も充分考えられる。

東海第二は、東海村・日立市・ひたちなか市・水戸市等6市村のうち一自治体でも同意しなければ、再稼働できない。この「茨城方式」は、個々に再稼働を容認して崩壊する可能性は充分あり得る。

越智辰哉村議会議長への手紙送付など、あらゆる手段を駆使して東海村の再稼働同意を阻止する必要がある。

東京に一番近い原発・東海第二原発が、60年超・73年も運転できるリスクが現実になろうとしている。

首都圏の労働者市民の連帯をひろげ、現地との連携を強め、闘争の拡大で再稼働を阻止しよう。

再稼働推進派が活性化している。これに反撃し、推進派の動きを封じよう。（O）

（4面より）

（5）各地の闘いを促進する 国連の先住民権利宣言

い行動をしているとの批判があったことと、人権委員会構成国で自国内に大きな人権問題を抱えている国があることなどで、全体的に人権委員会への信頼が崩れつつあったためである。

新たに組織された人権理事会は、構成国を53カ国から若干減らし47カ国とし、しかも、国内で人権侵害を行なっている国はメンバーにはなれない原則（建前上）が打ち出された。新設された人権理事会で、草案は賛成多数で採択され、国連総会へ送付された。2007年9月13日、国連総会はこの案を圧倒的多数で採択した。

世界各地の先住民の闘いと連帯が強まる中で、ILOでも思想的な変化が生じる。すなわち、1989年6月27日、ILO総会第76会期において、**「独立国における先住民及び種族民に関する条約」**（第169号）が採択されたのである。かねてILOは、国連の当該機関や諸国先住民との交流活動や意見交換を通して、成果を積み重ねてきた。

169号条約は、その前文で、「……初期の基準の同化主義的傾向を除去するため、この主題に関する新しい基準を採用することが適当となった……」（『先住民族の権利』論争社 2002年 P.69）と述べている。ILOは、明らかに従来の同化主義・保護主義を払しょくしたのである。

2007年9月13日、ようやく国連第61回総会において、**「先住民の権利に関する国際連合宣言」**（略称―「国連先住民権利宣言」）が、賛成143、反対4、棄権11で、採択された。日本は、民族自決権は主権国家の領土主権を害さないという解釈と、集団的権利は認めないという態度でもって、賛成した。反対したアメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドも、2010年までに賛成に転じた。

国連先住民権利宣言は、その前文で、次のように述べてこの宣言を発したとしている。

「……全ての人民が、異なることへの権利、自らを異なると考える権利、及びそのような者として尊重される権利を有することとともに、先住民族(indigenous peoples)が他の全ての人民と平等であることを確認し、……／先住民族が、その権利の行使において、いかなる種類の差別からも自由であるべきことを再確認し、／先住民族が、とりわけ植民地化及びその土地、領域、資源の剥奪により、特に自らの必要と利益に従って発展する権利を行使することを妨げられ、その結果として歴史的不正義に苦しんでいることを懸念し、……」（『国際条約集2019』有斐閣）

ILO169号条約（以下、Aと表記）も、国連先住民権利宣言（以下、Bと表記）も、ILOと国連の当該機関の密接な交流と連携の下で作成されたので、次のような分野で先住民としての権利をもつことで共通している。すなわち、①先住民族の権利主体として、個人のみならず集団にも認めたこと、②文化的宗教的伝統と慣習、③歴史、言語、教育などの復興・発展、④労働、職業訓練の確保、⑤社会保障と医療・保健サービス、⑥土地・資源へのかかわり、⑦先住民どうしの国境を越えた交流と協力―などである。

なかでも⑥の土地・資源とのかかわりは、先住民の生活全般の基礎であり（先住民に限らないが）、極めて重要である。実際、各地の先住民の闘いの中でも粘り強く闘われ、先住権を積み重ね、その内容を広げてきたものである。それは、Bの第二八条【土地、領域、資源の回復を求める権利】で、「1 先住民族は、自らが伝統的に所有し、又は占有し、若しくは使用してきた土地、領域及び資源であって、自由な、事前の、かつ情報に基づく同意なしに没収され、奪われ、占有され、使用され又は損害を被ったものに対して、原状回復を含む手段により、又はそれが可能でない場合には正当、公正かつ衡平な補償の手段により、救済を受ける権利を有する。」と、闘いの成果を示すものである。今後の闘いの如何により、より「原状回復」へ接近する可能性をもつものである。

また、①の「集団的個人的権利」は、北米の先住民が懸命に闘い勝ち取った権利であり、貴重な成果である。Bでは、真っ先に「第一条【人権の享有】先住民族は、集団又は個人として、国際連合、世界人権宣言及び国際人権法において認められた全ての人権と基本的自由を完全に享有する権利を有する。」としている。権利は一般的には欧米では、個人を主体とするが、第二次世界大戦後の先住民の闘いの前進により、権利は個人のみならず集団においても主体とされるようになったのである。

さらに、⑦先住民どうしの国境を越えた交流と協力が明記されたことである。人民を国家統制に縛り付け、国家を至高のものとする専制主義や独裁国家の支配に抵抗する一手段となるであろう。これは、国民国家の塀を低くし、国家を廃絶・死滅させる闘いにとって、有益なものである。これはまた、Bの第三〇条でいう、先住民の土地での軍事活動禁止と結合するとさらに威力を発揮する1)。すなわち、同条では「1 関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該の先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われない」」とし、反戦平和を強調している。

最後に、Bでは先住民の自決権、自治権など政治的権利が、とりわけ重視されていることである。「第三条【自決権】先住民族は、自決の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」「第四条【自治権】先住民族は、自らの自決の権利を行使する際に、その内部的及び地域的事項並びにその自治機能に資金を調達するための方法及び手段について自律又は自治の権利を有する。」「第八条【同化を強制されない権利】1 先住民族及び先住民個人は、強制的に同化され又はその文化を破壊されない権利を有する。」（*以下、2で、これに係る国の責務が述べられている）―などである。

同化主義との闘いは、諸国の先住民が闘って来た極めて重要な課題であり、第二次世界大戦後の植民地解放以後の、民族（人民）自決原則の新たな発展段階を画す。

（つづく）

注1)従来から、国連は国家間の利害調整の場として捉えられてきた。しかし、「第2次国連開発の10年」の失敗により、国連の経済社会分野の活動は70年代に行き詰まった。これを打開したのは、経済社会理事会の下にあるNGO（非政府機関）協議制度の再生である。この制度の目的は、①経済社会理事会とその下部機関がNGOから専門的な情報とアドバイスを確保すること、②世論の重要な部分を代表するNGOに意見を述べる機会を与えることである。国連でのNGOの活動拡大は、すべての分野とは言えないが、とりわけ環境と人権の分野で大きな役割を果たし、国家間の利害調整という国連のイメージを変革しつつある。なお、国連人権委員会は2006年に格上げされ、国連総会の下部機関として国連人権理事会となった。

11・25～26第35回コミュニティ・ユニオン全国交流集会in熊本

行動すれば未来はひらける

▲ 全国各地から九州熊本へ（11・25）

「第35回コミュニティ・ユニオン全国交流集会in熊本」が11月25日（土）～26日（日）に、熊本城ホール・シビックホールにおいて、「ぎゃんして ぎゃんすっとぎゃんなっとたい！（みんなが団結して 行動すれば 未来はひらける！）」のスローガンの下開催された。

集会1日目は、全体集会、全国ネットワーク総会、さらには特別報告及び特別講演が行なわれた。総会では、来賓として連合熊本・友田孝行会長はじめ、熊本県・市から挨拶を頂いた。また、特別に「くまモン」の挨拶もあり、会場では参加者とのツーショット撮影もあって熊本らしい出迎えであった。

総会では役員交代があり、14年にわたり事務局長を務めてきた岡本哲文さんが退任し、よこはまシティユニオンの川本浩之さんが新事務局長に選任された。また2024年度全国運営委員会は女性役員が半数をこえ、女性組合員が多いコミュニティ・ユニオンらしい役員体制となった。

特別報告では、札幌地域労組のストライキで闘ったバス会社の報告が印象的であった。バス会社の支部組合員が、やむにやまれずストライキで闘う姿をはじめ、名古屋ふれあいユニオンやスクラムユニオンひろしまによる外国人労働者の権利を求める闘いの報告は、会場参加者から大きな共感が寄せられた。

続く特別講演は、「このうのとりのゆりかご」から始まる第2の人生と題して宮津航一さんから、また「孤立出産に追い込まれない社会に」と題して石黒大貴弁護士から、の2つの報告であった。いずれも人権を守る労働運動を進めているコミュニティ・ユニオンらしい講演であった。

さらに夜のレセプションでは、民主労総・韓国ワイパー分会の報告もあり、日韓労働者の熱い連帯が報告された。

集会2日目は、11の分科会がそれぞれ開催され、各地方の闘いを参加者相互で学びあうことができた。

小さな職場、組合がない職場で働く労働者、コミュニティ・ユニオンの仲間は全国で、そうした無権利状態の職場で働く労働者の相談に乗り日々対応している。同時に地域の人権を守る運動とも連携している。

このような運動を通じてコミュニティ・ユニオンの明日を担う人材も育成されることになると思われるが、まずは足元の地域で、職場の労働者に人権を！地域に生活する人々の人権を！めざして奮闘することを、改めて決意した熊本集会であった。（N）

東電刑事・最高裁 ── 逆転勝利をめざす11・20集会

草野判事は審理を降りよ！

福島第一原発事故での東京電力の刑事責任を問うて、最高裁に上告している東電刑事裁判の闘いは11月20日、「最高裁は口頭弁論を開け！最高裁前行動＆逆転勝訴をめざす集会」を最高裁前と弁護士会館で開催した。

また同日、「最高裁は口頭弁論を開き、高裁判決を破棄するよう求める署名」7784筆を、最高裁に提出した。

何としても、今年1月の東京高裁、2019年9月の東京地裁の全員無罪判決を許さず、事故当時の勝俣恒久会長、武藤栄、武黒一郎両副社長の業務上過失致死傷罪を明らかにし、もって電力会社・政府の原発推進政策にくさびを打ち込まねばならない。

11月13日、被害者参加代理人は逆転判決を勝ち取るべく、最高裁訴訟管理官と面談し、意見書を提出した。意見書は①指定弁護士が提出した上告趣意書（今年9月13日）は正当であり、これにもとづいて原判決を破棄するよう求める。②公正な裁判を受けるため、東電との密接な利害関係を指摘される西村あさひ法律事務所に所属していた草野耕一判事について、本件の審理への関与を回避するよう求める。③本件については、大法廷に回付して審理を行なうよう求める、の3項目である。

20日の集会では最初に、福島刑事訴訟支援団・佐藤和良団長が発言、「草野判事は、東電とずぶずぶの関係。本日の第一回最高裁行動に続き、草野判事の回避を求めて来春も最高裁前行動を実施する。署名行動も行ないたい」と述べた。

海渡雄一弁護士が裁判闘争方針を説明、草野を追放すれば逆転判決はありえるとした。

河合弘之弁護士は、「3・11以降、原発裁判は巨大マーケットになり、裁判に勝てば巨大法律事務所に莫大なカネが入る。草野判事の関与回避は一石を投じるだろう」と解説した。

集会は、武藤類子副団長などの発言で終了した。最高裁は大法廷で口頭弁論を行なえ！逆転勝利をかちとろう！

（東京O通信員）

増大する民間空港の軍事利用反対！

関西新空港では10・1泉州現地集会

10月1日、泉南市岡田浦にて、「関西新空港絶対反対10・1泉州現地集会」が取り組まれた。主催は、「泉州沖に空港をつくらせない住民の会」。春は1月に亡くなった会代表の小山広明さんの追悼会となったので、今回が今年度初の集会となった。参加は釜ヶ崎日雇労組など35名。

冒頭、小山さんを偲んで黙とうを行なった。根本博事務局長があいさつした。「関西新空港による自然破壊は続いている。この夏の異常な暑さの連続も無縁ではなく、『地球の沸騰化』といわれる中、リニアや大阪万博などの兄弟開発が進められている。また南西諸島では基地強化が進められ、馬毛島では陸海空の総合基地がつくられ、奄美、宮古島、石垣島でもミサイル部隊が配置されている。戦争が起きれば空港は必ず軍事利用される。これらに断固反対していこう！」と述べた。

続いて共闘団体の発言になり、釜ヶ崎日雇労組の三浦俊一さんが、「沖縄琉球弧で軍事要塞化がすすめられ、関西新空港も、日米安保によりいつでも戦闘機の出撃基地となる。巨大開発でくらしの原点の仕事は無視されている。民衆の闘いで、巨大プロジェクトを阻止していこう！」と発言。また関西三里塚闘争に連帯する会の渡邉充春さんが、「第3滑走路建設」と空港会社による横堀農業研修センター明け渡しを求める提訴に対する取り組みを紹介した。東大阪連帯する会の山田謙さんが、9月24日の三里塚現地闘争を報告。さらに南西諸島の自衛隊配備に反対する会、関西共同行動が連帯の挨拶を行ない、集会の基調報告が提起された。集会後、樫井川へ向けたデモが行なわれた。

集会では、南西諸島での基地強化と空港の軍事利用の危機がすべての発言者から出されたが、その後も空港の軍事利用が促進されている。

11月10日～20日に行なわれた陸海空の自衛隊が全国で展開する「自衛隊統合演習」では、全国で大分、奄美、徳之島、岡山の4空港で自衛隊機の離発着訓練が行なわれた。いずれも空自基地は併設されていない民間空港である。

大分空港では13日、築城基地からのF2戦闘機が着陸した。給油や点検を行なった後、離陸した。

徳之島では、沿岸部で水陸機動団の着上陸演習が再び行なわれ、空挺部隊の降下訓練も行なわれた。さらに徳之島空港では13日、空自のF15によって、滑走路に着陸してすぐに離陸するタッチ・アンド・ゴーと呼ばれる訓練が初めて行なわれた。早期警戒機E2も連日飛行し給油訓練などを行なった。

昨年末の「安全保障関連3文書」が閣議決定されて以降、集団的自衛権行使の有事に備えて公共インフラの整備を進める方針のもと、全国で民間空港・港湾の軍事利用が急増している。民間空港の軍事利用では、空港に自衛隊機の「バックアップ拠点」の役割を果たさせるものである。インフラ整備では全国で14空港、24港湾の延長や拡張を計画している。14空港はすべて九州・沖縄である。

しかし、少なくとも平時では、自治体の空港・港湾管轄権が防衛省の要請に優先する。民間空港の軍事利用に反対していこう。（関西S）

11月「19の日」行動、国会前に1100人

支持率危険水域の岸田政権

岸田政権の支持率が各世論調査で過去最低に落ち込み、政権維持の危険水域に入っている。（時事通信11月10日調査では支持率21％、朝日新聞同18日調査では25％）。

岸田政権は米国に組して、日本国民も目を覆っているイスラエルのガザ虐殺に加担し、軍拡・増税、辺野古新基地建設強行にも突き進んでいる。このなか、各地で11月の「19の日」行動が行なわれた。

東京では、96回めの「19の日」行動が、「パレスチナに平和を！軍拡増税反対！辺野古新基地建設反対！改憲発議反対！11・19国会議員会館前行動」として行なわれ、日曜午後で1100名の参加であった。主催は、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委と、9条改憲NO！全国市民アクション。

行動は最初に、憲法共同センターの米山さんが主催者挨拶。「イスラエルがガザに侵攻し病院も爆撃、死者は1万1千人を越えた。ジェノサイドを一刻も早くやめさせねばならない。しかし岸田首相は米国の顔色を伺い反対しない。内政でも生活苦は深刻。無策を見透かされ支持率は最低、岸田を打倒しよう！」と呼びかけた。

政党挨拶では、沖縄の風・高良鉄美参院議員。「宮古島にどんな部隊を配備するのか説明会を求めたが、沖縄防衛局は無視。トマホークでも来るのか。今、まさに沖縄戦が起ころうとしている」と警鐘を鳴らした。共産の岩渕友参院議員の後、社民党の福島瑞穂参院議員が、「自公は、殺傷能力のある武器の供与を密室協議で決めた。米国に輸出したらどこで使用されるか分からない。また総理は、来年9月の総裁任期までの改憲に向け、条文案の明文化を進めると発言。武器輸出や改憲を許すな！」と発言。

市民の訴えでは、フェミプリッジ・アクションの西山千恵子さん。「市民連合の女性たちによる新しい運動だ。貧困層の多くが女性で、家事労働や子育て等で無償労働を強いられているのも女性。9・23にスタートして全国17か所で1200名が立ち上がった。全国でフェミプリッジの声を」と呼びかけた。

「パレスチナに平和を！緊急行動」の新土さんは、「パレスチナでは、75年以上ジェノサイドが行なわれている。イスラエルは今、ガザはもちろんヨルダン川西岸も獲得せんとしている。パレスチナに対する本当の侵略の実態を分かっている人々は少数。力を貸して民衆の闘いを新年に再出発させることです。

また一つは、米中対立のはざまに、日本・沖縄・韓国・東アジア民衆の大合流を進めることです。

本紙はその先頭で闘います。ご支援・ご批判をお願いします。

送金先・郵便振替
00160・4・174947
新世界通信

冬季特別カンパを訴える！

読者・友人の皆さん！

11・23沖縄平和大集会が全国・全世界に平和を発信するなか、米軍オスプレイが南西諸島に墜落しました。もう辺野古新基地建設も普天間基地も終わらせよう。最高裁は12月20日判決で「代執行」を却下せよ。

一つは、この情勢を受け、岸田政権の大軍拡と戦争準備に巻き返し、自公政権を打倒する労働者ほしい」と訴えた。

このかんイスラエル大使館前や街頭での停戦要求行動が、様々な市民団体で取り組まれているが、総がかり行動系としては上記緊急行動が11・5銀座、11・10渋谷（4千人参加）、当日夜の11・19新宿と連続して行なわれた。

最後に、戦争をさせない千人委員会の藤本泰成さんが、「かつて日本は、お国のためと若者を煽動して多くのアジア民衆を殺し、日本人も多くの人々が死亡した。戦争は人をだまさなければできない。改憲で9条に自衛隊を位置付けるのも、このだましだ」と指摘しつつ、以下行動提起。

11・23、沖縄も日本も戦場にさせるな！国会正門前アクション。

11・27、有楽町ウィメンズアクション。

12・19、第97回「19の日」行動、午後6時半・衆参議員会館前。

12・21、新宿東南口署名行動、午後6時。

補正予算案が11月24日、自公および維国の賛成で衆院通過、29日成立。経済回復の成果を国民に還元すると称しての実効性のない経済対策、破綻している関西万博へのテコ入れなどを内容とするもの。ぼろぼろの岸田政権に手を貸す維新、国民を許すな。

（東京O通信員）

広がる先住民族の闘いと深まる先住権思想⑫

民族自決原則の新たな段階を画す

▼堀込　純一

Ⅳ 闘いは国際組織にも波及

（1）先住民の権利確保に先鞭をつけたILO

国際機関で先住民のために早くから活動してきたのは、ILO（国際労働機関）である。ILOは、第一次世界大戦後、国際連盟とともに作られた。ILOは創設以来、先住民の権利を守る活動を行なっており、劣悪な労働条件を押しつけられた先住民族を、労働者の権利の観点から保護の対象とした。

1921年に「原住民労働者（native labour）」にかんする報告書を作成し、1926年に彼らを保護するための国際基準の設定を目的とする専門部会が設けられ、その結果、1936年に「先住民労働者雇用契約条約」（第64号条約）、「先住民労働者刑罰条約」（第65号条約）が、次々と採択された。

第二次世界大戦後も、専門部会の活動が再開され、1957年のILO総会で、「独立国における先住民並びに他の種族民の保護及び統合に関する条約」（第107号条約）と「同勧告」（第104号勧告）が採択された。107号条約の題名は、労働省編『ILO条約・勧告集』では、「独立国における土民並びに他の種族民及び半種族民の保護及び同化に関する条約」と訳されている。そして、その前文で、「……多数の独立国には、土民並びに他の種族民及び半種族民で、まだその国の共同社会に同化されず、かつ、自己の社会的、経済的又は文化的事情のためその国の他の構成員が享有している権利及び利益を十分に受けることができないことを考慮し、／……／この問題に関して一般的国際基準を採択することが、関係住民（＊先住民族などのこと）の保護、それぞれの国の共同社会への漸進的同化並びにその生活条件及び労働条件の改善を確保するための活動を容易にすることを考慮し、／……」（P.447）107号条約を採択するとした。この段階に見られる考え方は、未だに同化主義と保護主義の立場からのものである。

（2）当初は鈍い国連の取り組み

第二次世界大戦後、国際連合における先住民に関する取り組みは、必ずしも順調なものではなかった。そもそも国連憲章の作成においても、アメリカ・イギリスは民族自決宣言を謳うことに消極的であった。ソ連は民族自決原則を明記することを要求したが、それは西側帝国主義に打撃を与えるために植民地解放勢力を利用するというのが実情である。

1945年6月に署名され、10月に効力が発生した「国際連合憲章」は、その第1条（目的）の第1項で「国際の平和及び安全」を掲げ、第2項で「人民の同権及び自決の原則（for the principle of equal rights and self-determination of peoples）の尊重に基礎を置き諸国間の友好関係を発展させること……」とした。第2項では、諸国間の友好関係を発展させる基礎が、人民の同権と「人民（民族）の自決」の原則にあるとしたのである。

国連憲章の作成過程においては、主導的な大国の間で、種々の駆け引きと妥協が行なわれたようである。これを踏まえて、『コマンテール国際連合憲章』㊤（東京書籍　1993年）は、人民（民族）自決の原則について、「結論として、国連は次のような考え方に達しているといえよう。自決は、反植民地主義的、反新植民主義的また反人種差別的原則、あるいは、外国による抑圧に対する自由の原則と考えられている。しかし、この原則は、主権国家の中に生活するマイノリティーズまたは民族の権利はカバーしない……。最後に、自決と人権の関係は、漠然とした、かなりあいまいに、真のダイナミズムを欠くように理解されている。」（P.113）と評している。

つまり、帝国主義に抑圧・支配された植民地などの解放を促進するが、帝国主義国内や、抑圧的大国内の先住民の解放については、極めて不十分である―というのである。

その後、「民族（人民）自決権」に基づく国連活動は、大別して二つの流れになったと思われる。一つは、「植民地解放」の流れと、もう一つは「人権保障」の流れである。

前者は、1952年の国連総会の決議637において、「人民（peoples）および国民（nations）の自決権は、すべての基本的権利の完全な享有にとって不可欠である」と、再び確認された。実際、第二次世界大戦後は、嵐のような解放闘争で植民地が次々と独立した。

特に1960年は「アフリカの年」とうたわれ、この年だけでアフリカの15カ国が国連に加盟した。国連はこれに呼応して、1960年12月の国連第15回総会で、「植民地独立付与宣言」（決議1514）を発し、「すべての人民は自決の権利をもち、この権利によって、その政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」（『国際条約集1998』有斐閣　P.54）と、強調している。

さらに、1970年10月の国連総会は「友好関係原則宣言」（決議2625）を採択し、すべての国は、(a)諸国間の友好関係及び協力を促進するため、(b)植民地主義の迅速な終了を実現するために、国際連合に援助を与える義務を有するとしている。

民族（人民）自決原則のもう一つの流れは、同じ1960年代、「国連のもうひとつの重要な分野であった『人権保障』において、政治的原則ではなく、人権の基礎たる法的権利と位置づけられることになった。」（上村英明著「日本の先住民問題と国際政治」―『マイノリティの国際政治学』有信堂　2000年　P.235）のである。

国連の6つの主要機関の一つである経済社会理事会は、1946年、その下に人権委員会を設置し、48年に人権の基本文書として、**「世界人権宣言」**を採択する。そして、これを法的効力をもつ人権条約として具体化するための作業を開始する。その結果、1966年12月、「1　経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（いわゆるA規約）「2　市民的及び政治的権利に関する国際規約」（いわゆるB規約）「3　市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」の3つの条約から成る**「国際人権規約」**を採択する。（日本は1979年6月6日に国会承認、8月4日に公布）

権利は個人のものであるという欧米的考え方から、「世界人権宣言」も個人的権利として規定したものであり、「国際人権規約」もまた個人的権利から構成されている。これに対し、アジア・アフリカ諸国は、「民族自決権」の明記を強く要求し、「国際人権規約」1、2のそれぞれの第1条に、「植民地独立付与宣言」の第二段落と同じ、次の文言が記された。すなわち、「第1条　1　すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」と。

（3）北米先住民が国際活動を切り開く

アメリカやカナダなどの先住民の闘いの立ちがりの中で、国連に対する働きかけも強められる。

こうした活動の一つとして、「国際インディアン条約評議会（International Indian Treaty Council, IITC）」の闘いがある。

IITCは、「ウンデッドニー占拠」の闘いで、腐敗した既成の部族政府に対抗して闘っていた頃の1974年6月、米国サウスダコタ州のスタンディング・ロック保留地で開催された国際インディアン条約会議（97部族、約3000人の先住民代表が結集）を契機に結成された組織であり、この国際会議はAIM（アメリカン・インディアン・ムーブメント）が呼びかけたものである。

会議では、『独立継続宣言』……を採択し、アメリカ先住民が過去において合衆国と締結した三七一の条約による権利を国際的に訴える方法を検討した。その結果、**国際インディアン条約評議会**（IITC）がニューヨークに設立され、国連で先住民の参加を確保し、南北アメリカと太平洋諸島の先住民の人権と自決を促すことを目指した。」（内田綾子著『アメリカ先住民の現代史』P.98）のであった。

1976年6月には、サウスダコタ州ヤンクトン・スー族保留地でIITC第二回大会が開催され、500人以上の先住民が結集し、保留地における水利権や採鉱権など資源の管理をめぐる声明が検討された。

IITCは、1977年9月、スイス・ジュネーブの国連欧州本部で開催された「南北アメリカ大陸における先住民差別に関する国際NGO会議」に代表を送り、南北アメリカ15カ国から集った60以上の先住民部族とともに人権問題を訴えた。また同年には、IITCは、国連経済社会理事会のNGO諮問団体として、初めて認められた。

先住民の国際連帯運動を推進したもう一つの団体は、**「世界先住民族評議会」**（WCIP）である。WCIPは、1975年にカナダのブリテッシュ・コロンビア州ポートアイランドで、シュスワップ族のジョージ・マニュエルらによって結成された。

ジョージらは、1971年、カナダの先住民政策が弱かったので、オーストラリアやニュージーランドを視察し、アボリジニー族やマオリ族との交流を深めた。また、1972年6月には、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議に、カナダ政府の顧問として参加し、北欧のサーミ族や、グリーンランドのイヌイット族とも交流した。この中で国際連帯運動の重要性を強く自覚し、それを模索するようになる。そして、前述のようにWCIPが結成された。WCIPに参加したのは、南北アメリカや北欧の諸国の先住民組織が多い。

1977年のWCIPの第二回ストックホルム総会では、先住民族の普遍的な権利宣言の起草が提案された。

しかしながら、「世界先住民族評議会」は、もともと政府との関係の強い先住民族が参加していたこともあり、内部対立の先鋭化によって、1996年には解散に追い込まれた。それでもこの国際組織を使って、世界各地の多くの先住民族組織やその活動家が国連という国際機関で権利を主張する経験を積み、連帯の必要性を実感できたことも、事実である。」（『アメリカ先住民を知るための62章』明石書店　2016年　P.184～185）と言われる。

現実に、先住民活動家の活躍を物語る逸話がある。国連の経済社会理事会の下に「パーマネント・フォーラム」（正式名は「先住民問題を考える常設機関」）があるが、2007年5月、ここに各国の先住民族のグループが集まり、「国連先住民族権利宣言」の採択に力を尽くそうと誓い合った。同宣言の採択にはアフリカ諸国が難色を示していたが、「パーマネント・フォーラム」の議長のビクトリア・タウリ＝コープス（フィリピンの女性）に率いられたリーダー達がアフリカ諸国を懸命に説得し、ついに宣言は採決されたのであった。

（4）先住民族の自決と人権の発展に乗り出す国連

国連の主要機関の一つである経済社会理事会（他の機関は、総会、安全保障理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所、事務局である）の下には、機能委員会の一つである人権委員会（Commission on Human Rights）がある。その「人権委員会」の下部組織である「差別防止・少数者保護小委員会」（「人権小委員会」に略。1999年から「人権促進保護小委員会」に改称）では、1971年に、エクアドルの専門家ホセ・マルチネス・コーヴォらによって、先住民族に対する差別研究がおこなわれ始める。この頃から、国連の従来の姿勢が次第に転換するようになって行く。

1982年に、先住民作業部会（Working Group on Indigenous Populations：WGIP）が「人権小委員会」の下に設置され、先住民の権利について検討され、1985年から同作業部会で、「国連先住民族権利宣言」の草案作成が開始された。この「WGIPの注目すべき点は、国連機関の中で初めて、国連との協議資格をもたないNGOや先住民族組織の代表に参加が認められており、先住民族も各国政府代表もオブザーバー資格しか与えられておらず対等の地位におかれたことである。それゆえWGIPの議論に基づいて作成された草案は、先住民族の声を多く反映しており、1994年に国連人権委員会差別撤廃・少数者保護小委員会において無修正で採択」（『考えよう　先住民族と法』―第1章「国連宣言」P.16［小坂田裕子氏執筆］）されたのであった。

採択された草案は、人権委員会に提出された。だが、人権委員会の作業部会（先住民族の権利宣言草案作業部会）は11年間にわたってその草案を検討したが、なかなか合意には至らなかった。それには理由があった。「人権小委員会」は、国際法の専門家から成る組織であり、政府の代表ではなく、個人の資格で委員として参加している。その意味では、人権小委員会は独立性と専門性が高い組織である。これに対して、人権委員会は政府代表で構成されている組織である。そのため、ここでは政府の意向がより強く反映され、政治的な駆け引きが繰り返され、なかなか合意にいたるのが難しかったのである。

そこで2006年2月、人権委員会の作業部会の議長（ペルー大使）が、議長権限の行使に踏み切った。すなわち、合意にいたっていない部分について、議長のイニシアティブで妥協案を作り、それと合意済みの部分とを合わせ、議長提案を作成して、人権委員会に提出したのである。

ところが、草案提出直後に、人権委員会そのものが廃止されるという事態が出現する。人権委員会は、以前から人権問題を検討するというよりも極めて政治的な思惑の強

（2面へ）